

次期廃棄物処理施設整備計画の策定について

1. 現行の廃棄物処理施設整備計画について

1. 廃棄物処理施設整備計画の概要及び次期計画の策定スケジュール

廃棄物処理施設整備計画とは（法令上の規定）

- 廃棄物処理法において、廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法基本方針に即して、5年ごとに計画の案を作成し、閣議の決定を求めることとされている（廃棄物処理法第5条の3）。
- 循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）において、環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）以外の国の計画は、循環型社会の形成に関しては、循環基本計画を基本とするものとされている（循環基本法第16条第2項）。
- 上記規定に基づき、廃棄物処理施設整備計画の記載内容及び目標値は、廃棄物処理法基本方針及び循環基本計画に即して設定されている。
- 次期廃棄物処理施設整備計画（以下「次期計画」という。）の策定に当たっては、2018年6月策定の循環基本計画の内容を踏まえつつ、現在見直し中の基本方針との整合を図る。
- 現行の廃棄物処理施設整備計画（以下「現行計画」という。）は、2018年度～2022年度を計画期間としている。

次期計画の策定スケジュール

- 2023年度～2027年度を計画期間とする次期計画について、検討を行う（2023年度前半頃に、パブリックコメントを経て閣議決定を想定）。
- 次回の中環審議会循環型社会部会において、次期計画全体についてご審議いただく予定。

廃棄物処理施設整備計画の構成

基本的 理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進
- (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的 かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
- (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (7) 地域住民等の理解と協力の確保
- (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

廃棄物処理施設整備事業の実施に 関する重点目標

- ごみのリサイクル率：21%→27%
- 一般廃棄物最終処分場の残余年数：
2017年度の水準（20年分）を維持
- 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：
19%→21%
- 廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：40%→46%
- 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：53%→70%
- 合併処理浄化槽の基数割合：62%→76%
- 省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量：
5万t-CO₂→12万t-CO₂

【参考】現行計画策定時のポイント

- 従来から取り組んできた3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について強調。
- また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策についても記載を充実。

2. 次期の廃棄物処理施設整備計画について

【参考】現行計画策定後の関連政策の動向（一覧）

廃棄物・資源循環分野

関連動向

2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●2018年6月 第四次循環型社会形成推進基本計画 廃棄物処理施設整備計画 	<ul style="list-style-type: none"> ●2018年4月 第五次環境基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ●2019年3月 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知) ●2019年5月 プラスチック資源循環戦略 ●2019年12月 地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン 公表 ●2020年4月 広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版） ●2020年6月 広域化・集約化に係る手引き ●2020年8月 災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル ●2020年9月 地域循環共生圏を踏まえた将来の一般廃棄物処理のあり方について【第35回循環型社会部会】 ●2021年3月 廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き改訂 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き改訂 ●2021年4月 環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）改定 ●2021年8月 廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案) 【第38回循環型社会部会】 ●2022年4月 プラスチック資源循環促進法施行 ●2022年9月 第四次循環型社会形成推進基本計画の第2回点検及び循環経済工程表策定【第43回循環型社会部会】 	<ul style="list-style-type: none"> ●2019年10月 食品ロス削減推進法施行 ●2020年3月 食品ロス削減推進基本方針 ●2020年10月 2050年カーボンニュートラル宣言 ●2021年6月 改正地球温暖化対策推進法制定 ●2021年6月 地域脱炭素ロードマップ ●2021年6月 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 ●2021年10月 地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、パリ協定に基づく長期戦略、気候変動適応計画 ●2022年4月 地球温暖化対策の推進に関する法律 改正法施行 ●2022年5月 炭素中立型の経済社会変革に向けて（中間整理） ●2022年9月 バイオマス活用推進基本計画（第3次）策定 	

次期計画(案)の特徴

- 気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化。
- 「3R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環経済の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加。
- 「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を、上記の脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化。

脱炭素・資源循環
の一体的推進

次期計画(案)の構成

基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環経済の実現に向けた資源循環の強化
- (2) 災害時も含む、廃棄物の持続可能な適正処理の確保
- (3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
- (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保
- (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

【参考】次期計画(案)の構成について

現行計画【2018年閣議決定】

1. 基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進
- (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
- (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (7) 地域住民等の理解と協力の確保
- (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

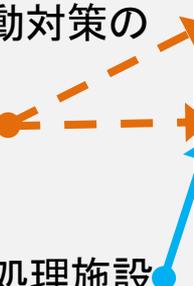
次期計画(案)

1. 基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環経済の実現に向けた資源循環の強化
- (2) 災害時も含む、廃棄物の持続可能な適正処理の確保
- (3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
- (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保
- (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化



2. 次期計画の「1. 基本的理念」のポイント

(1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環経済の実現に向けた資源循環の強化

- 廃棄物の排出抑制を最優先に進め、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的利用を行い、適正な循環的利用が行われないものについては適正な処分を確保する。また、循環経済の実現やRenewableの推進に貢献するため、リサイクルの高度化や地域における循環システムの構築を進め、資源循環の強化を図る。

(2) 災害時も含む、廃棄物の持続可能な適正処理の確保

- 廃棄物処理施設の老朽化や、人口減少等今後の社会・経済動向の変化に伴う廃棄物処理量・質の変化、新たな課題へ対応しつつ、持続可能な適正処理を確保する、地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要がある。また、廃棄物処理施設の災害廃棄物の受入・処理に必要な機能の整備等により、地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する。

(3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

- 2050年カーボンニュートラルに向けた施設整備の早期の推進や今後の技術開発の進展に柔軟に対応しうる施設整備が必要であることを踏まえ、既存技術の高度化や新たな技術開発の支援等を行う。また、連携先を念頭に置きつつ、最適な規模での資源循環を重層的に実現していくことで、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設を整備していく。

3. 次期計画の「2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施」のポイント

(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化

● 3R+Renewableをはじめとする循環経済への移行に向けて、選別システムや再資源化技術の高度化・効率化、分散型資源回収拠点の活用を図りつつ、引き続き、分別収集の推進及び適正な循環的利用に努めた上で適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保する。また、プラスチックの素材循環重視の再資源化や金属等のライフサイクル全体での最適化、住民の主体的な意識改革や行動変容の促進等を進める。

(2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営

● 広域化・集約化や施設長寿命化を含めた安定的・効率的な廃棄物処理システムと施設の整備を図る。また、人口減少など今後の社会・経済動向の変化や感染症対策等の新たな課題についても対応を進めていく。人材確保に向けた研修・情報交流・人材交流等の機会を創出する。

(3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進

● 省エネルギー化や廃棄物エネルギー・バイオマスの利活用の取組を一層推進するとともに、既存技術の高度化・効率化や新たな技術開発の支援等を行い、脱炭素化に向けた施設整備の早期の推進や今後の技術の進展に柔軟に対応しうる施設整備の推進を図る。

(4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備

● 地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、災害時の防災拠点としての活用等を進めるとともに、地域特性を踏まえ、分散型の資源化施設や広域処理のための中継施設等、必要な施設の種類や規模に応じた施設整備等を推進し、地域内外の産業における資源循環や脱炭素化を支える基盤的施設としての強化を図る。その際、立地検討段階から関連主体との連携を念頭におく。

(5) 災害対策の強化

● 廃棄物処理施設を、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理する拠点として、また、災害発生からの早期復旧のための核として捉えた上で、代替性・多重性の確保や局所的被害の同時多発化や大規模停電等を想定した対策検討・準備等を行い、処理システムの強靱性を確保する。

(6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保

● 施設の安全性等の情報のほか、災害時の対応や施設の多面的価値等についても住民等に説明し、理解と協力を得るよう努める。また、資源回収の徹底に向け、幅広い国民の参画を得るための消費者・住民への周知や利便性の高い回収方法を提供する。

(7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

● 入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工事品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。